

石綿ばく露防止対策の推進について 厚生労働省



厚生労働省は、「石綿ばく露防止対策の推進について」の一部改正を1月31日付で都道府県の労働局へ通達しました。改正された項目及び内容の概要は、以下の通りです。

<石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策>

◎対象事業場等の把握

- ・石綿則等に基づく石綿ばく露防止措置の履行確保を的確に行うために、計画届又は作業届の対象とならない石綿含有成形板等を除去する作業に係る作業現場の把握
- ・地方公共団体は、各担当部署との連携を密にし、これらの届出に係る情報の把握
- ・規定条件の建築物の解体工事は建設リサイクル法に基づき、注文者(建物所有者)による届出が義務付けられ、この届出の対象には、石綿含有成形板等除去作業を伴う解体工事も含む

◎計画届又は作業届の審査等

- ・石綿則第4条第1項各号に掲げる作業のときは、当該労働者に対し特別教育の実施
- ・石綿等を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗身設備、更衣設備等の設置

◎発注者等に対する要請等

- ・当該建築物等における石綿等の使用状況等を把握していない場合には、石綿則第3条に基づく事前調査を請負人に着実に実施

◎石綿含有成形板等除去作業を行う事業者に対する周知徹底

- ・事業者に対する集団指導並びに計画届及び作業届の受理時の窓口対応等あらゆる機会をとらえた措置及びその周知徹底
- ・発注者等に対して請負人等が適切なばく露防止措置を講ずるよう、指導・援助の要請

<石綿等の製造等の全面禁止の措置の徹底等>

◎全面禁止の措置の徹底について

- ・石綿等の製造等が完全に禁止されていない国等からの輸入製品を使用する事業者に対し、石綿の含有の有無について、販売元の照会、必要に応じて自らが分析調査を行うよう指導

◎石綿等を取り扱う事業場等における石綿ばく露防止対策

- ・今後、見込まれる大規模な化学プラント等で、石綿含有保温材等の除去工事やガスケット等の代替品への交換にあたって、事業場に対する監督指導等の際の石綿則規定の措置の履行確保の指導

当社は、石綿分析に係るクロスチェック事業(日本作業環境測定協会)で空気、建材ともに最高ランクのA評価を取得しております。ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年1月31日付 厚生労働省 HP

化学分析箇所 守屋貴志

